

決 定 要 旨

被 審 人（住所）岡山県
（氏名）A

上記被審人に対する令和2年度（判）第23号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2820万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年6月27日

2 事実及び理由

別紙のとおり

令和4年4月26日

金融庁長官 中島 淳一

別 紙

(課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実(以下「違反事実」という。))

被審人は、腫瘍殺傷ウイルスの研究・開発・製造・販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場(令和4年4月4日、市場区分見直しに伴いマザーズ市場から移行)されているオンコリスバイオフーマ株式会社(以下「オンコリス」という。)に勤務していたB(以下「参考人」という。)から、同人がその職務に関し知った、オンコリスの業務執行を決定する機関が、中外製薬株式会社(以下「中外製薬」という。)と業務上の提携(以下「本件業務提携」という。)を行うことについての決定をした旨の重要事実(以下「本件重要事実」という。)の伝達を、平成31年3月20日に受けながら、法定の除外事由がないのに、本件重要事実が公表(以下「本件公表」という。)された同年4月8日午後4時30分より前の同年3月22日から同年4月8日午後0時30分までの間、D証券株式会社(以下「D証券」という。)を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、オンコリス株式合計2万株を買付価額合計4709万0500円で買い付けたものである。

(違反事実認定の補足説明)

第1 争点

本件の争点は、被審人が、平成31年3月20日に、参考人から、本件重要事実の伝達を受けたと認められるか否かである。

その余の点については、被審人が積極的に争わず、そのとおりの事実が証拠によって認められることから、以下においては、争点の事実認定について補足して説明する。

第2 認定事実

後掲各証拠及び審判の全趣旨によれば、次の各事実が認められる。

1 当事者等

(1) オンコリス

オンコリスは、平成16年3月18日に設立された、E大学発の創薬バイオベンチャー企業である。オンコリス株式会社は、平成25年12月に、東京証券取引所マザーズ市場に上場した。

(2) 被審人

被審人は、E大学医学部を卒業して医師免許を取得し、病院への勤務等を経て、医師をしている。

(3) 参考人

参考人は、E大学医学部を卒業して医師免許を取得し、E大学大学院で勤務している。

(4) F

Fは、オンコリスを創業し、現在まで、オンコリスの××××を務めている。

2 オンコリス設立に至る経緯

オンコリスは、平成16年3月18日、Gの実用化等を目的として設立された。

3 本件業務提携の決定に至るまで

被審人及び参考人は、オンコリスにおいてGの研究開発に携わり、平成××年××月、参考人と被審人は、オンコリスの××××を退任した。

参考人は、Gの研究開発に関するオンコリスのミーティングにはWEB会議で参加するなど、Fと常日頃から携帯電話やメールで連絡を取り合う関係にあつて、そのことは被審人も把握していた。

参考人と被審人は、被審人がオンコリスを退社した後も親交があり、年に1度行われる、E大学の集まりである××××会で顔を合わせたり、被審人が、年2回の××××のためにE大学に行った際には、毎回ではないものの、そのついでに参考人の××××に立ち寄るような関係にあつた。

オンコリスと中外製薬は、平成××年××月××日、Gの××××に向けた交渉作業を急速に加速させた。その交渉過程においては、参考人が収集しているGに関する臨床試験結果等のデータが必要であり、中外製薬がGに関するデューデリジェンスを行った際には、参考人が中外製薬に対して必要なデータを提供するなど、参考人の協力は不可欠であった。Fは、このような参考人の協力を得るためにも、参考人に対し、随時、中外製薬とのGの××××に関する交渉や作業の進捗状況について報告していた。

また、Fは、この交渉について内部の人と話す際には、他者が聞いても相手先が分からないように、中外製薬のことを、その社名をローマ字表記した頭文字から「C社」という隠語を使って話すようにしていた。

4 大学への訪問

被審人は、平成30年10月10日、××××のためにE大学へ行った。

5 本件業務提携の決定

オンコリスの業務執行を決定する機関であるFは、平成30年11月12日、中外製薬との間で本件業務提携を行うことについての決定を行い、同日以降、オンコリス社内においては、本件業務提携に向けた具体的な準備作業が進められた。

6 被審人によるオンコリス株式の売付け（平成31年1月15日）

被審人は、オンコリスの設立に当たって出資したことにより、オンコリス株式を4万株保有し、平成25年12月の節税のためのクロス取引等のほかは、取引を行うことなく、その株式を保有し続けていたが、オンコリス株式を売り付けることとし、平成31年1月15日、D証券の担当者であるHの勧めにより、いずれもVWAP取引による方法（売買高加重平均価格に基づくVWAP値を基準とした株式の注文方法）で合計2万株の売り注文を委託し、1万株については1株当たり1316円で、もう1万株については1株当たり1379円で売り付けた。

7 被審人によるオンコリス株式の売付け（平成31年2月19日）

被審人は、平成31年2月19日も、オンコリス株式を売り付けることとし、Hに対し、VWAP取引による方法で5000株の売り注文を委託し、1株当たり1712円で売り付けた。

8 被審人によるオンコリス株式の売付け（平成31年3月11日）

被審人は、平成31年3月11日も、オンコリス株式5000株を、1株当たり3210円から3225円で売り付けた。

その売り注文を委託する際等の、被審人とHとのやり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同日の午前に、Hから、オンコリス株式を更に処分してもいいのではないかとの電話を受けた。それに対し、被審人は、「いやもうあんまり残っていないじゃないですか。」と言って、一旦は断ったものの、「残り1万5000株お持ちいただいておりますね。」と言われると、「はあ、今なんぼになりました。」と株価を尋ね、Hから「今3180円です。」、「朝方3370まで行って、今少し下げているところですね。」と言われると、「ああなるほどね。なんでこんなに上がとん。」と株価上昇の理由を聞き、Hから、マネーゲームの中に入っている旨教えられると「まいったなあと思って。ねえほんと。すごいね。」と言い、Hから「ただあの（中略）全部売却しているわけじゃないんですね。」と言われると、「まあ売るとすればね、今手を出すとすれば5000株かな。」、「僕はねお金のことよりは、この会社にかけているのでね。」、「あくまでもその会社なんですよね、会社というか、会社のその今開発している、私たちが開発している薬に関しての行く末なんでね。この会社自体はまだ他にいろいろ新しいことを手掛けるかもしれませんが、私としては。そうですね、3000円ね。もしもし?」、「もしもし?」などと言い、Hが「そうですね、3000円超えています。はい。」と言うと、「そうすると、欲の皮がつっぱりますが。」、「じゃあ、3000円ぐらいの目安で、

5000株はいじゃ動かしてください。」と言って、指値3200円で5000株の売り注文を委託した。

同日の午後に、Hから、全て売却できた旨の連絡を受けるとともに、「マネーゲームが始まっちゃってますので、どこまで行くかわからないのですけども。まあ、今後1週間、2週間、かなり乱高下が続くかなっていうようなところですね。」と言われると、被審人は「あなたはどう読んでいるの、これ?」と尋ね、Hから「三か月前のサンバイオの動きに似た動きになるのかなと思うんですけども。サンバイオに関しては、3000円から1万2000円まで行ったんですね。」、「その株が1万2000から3000まで急落した後にですね、アンジェスが上がりだしましてですね、今回オンコリスバイオファーマに来ているんですね。」、「この株がどこまで行くかわからないのですけども。」

「一か月後ぐらいにはですね、また1000円台とかには戻っているんじゃないかなと思うんで、個人的には一回まあその時に買い戻しをしていただいてもいいのかなと思っています。」と言われると、被審人は「そうですね、私はもうたくさん株をリリースしましたが、これはある程度買える値段になったら買い戻したいと思っています。」と言った。それに対し、Hが、「そうですね、はい。なんで、この株って、将来の利益を織り込んで上がっていきますので、今あの個人投資家が値動きだけ見てですね、群がってきてるってな状況ではあるんで。」、「サンバイオも3000円から1万2000円の4倍まで行きましたので。」と言うと、「3000円から1万・・・1万円だからすごいなあ。」、「すごいなあ、そんなことが起こるんですか。」と言い、Hから「ただ、結果的に、その後株価は急落して3000円まで下がっちゃう、今3000円を割れているんですけども。なんでまあ、こういった形で、少しずつ現金化して、また安いところで買い戻していただくというのが、当然買い戻しはどっかでできればと思っていますのですね。」と言われると、「そうですね、どうもありがとうございました。」と言った。

9 参考人による本件重要事実の把握

平成××年××月××日のオンコリスと中外製薬との面談において、Fは、中外製薬から、同年××月××日に開催される中外製薬の××××会議において、Gの××××においてオンコリスから中外製薬に打診していたオンコリス株式の第三者割当増資引受についての議案が上程されるとの説明を受けた。これを聞いたFは、中外製薬との間で、Gの××××と第三者割当増資が、ほぼ間違いなく実現に至ると理解した。

オンコリス株式の株価は、同年3月13日時点で1株当たり4000円台にまで高騰していたところ、その1、2日後である同月14日頃から同月15日頃に、参考人は、Fに対して電話をかけ、「オンコリスの株価が高騰してますね。C社とは、進展してるんですか。それで株価が上がってるんですか。」などと尋ねた。Fは、株価が高騰している理由は分からない旨を伝えた上で、「C社との契約は、かなり確実になってきている。C社の××××会議で議案が通れば、契約となり公表することになる。C社への第三者割当で増資する。契約が締結されるのはお釈迦様の誕生日だ。お互い情報漏洩に注意しましょう。」、「お釈迦様の誕生日は4月8日ですよ。」などと伝えた。

このように、参考人は、遅くとも平成31年3月15日頃までに、その職務に関し、本件重要事実を知った。

10 平成31年3月20日の本件壮行会のこと

平成31年3月20日、被審人は、××市内のホテル4階において開かれた、E大学病院の××××に対する壮行会（以下「本件壮行会」という。）に出席し、その際に、同じくその会に出席していた参考人と話をする機会があった。

11 被審人によるオンコリス株式の買戻し（平成31年3月22日）

被審人は、平成31年3月22日に、オンコリス株式5000株を、1株当たり2700円で買戻した。

その買い注文を委託する際等の、被審人とHとのやり取りの要旨は、次のと

おりである。

被審人は、同日、電話に出たHに対し「えっと、ごめんなさい。いつも最近連絡をとっているのはあんたでしたですかね。」、「ああ、ごめんなさい。お名前が?」と言ってHの名前を確認した上、「Hさん?失礼しました。Hさん、あのねオンコリスの株、今下がってますね。」と言い、Hが「2693円ですね。であの一、私も連絡させていただこうと思っていたんですけども。」と言ったが、被審人は、Hの連絡内容を確認することはせず、「それでですね、それで5000株逆に買い戻してください。私はお願いなんです。この判断でよろしいでしょうか。」と言って買戻しを依頼した。それに対し、Hから、「個人的にはですね、この一か月の上げてある程度空想というか、期待だけでいっちゃったというところが、あと期待で上がったところに短期売買の人が入って4000円まで行ったんですけども。なんでまだ、下がるリスクがあるんじゃないかなとは見ているんですけども。」と言われても、「ええ、あのね。まだ下がるリスクがありますね。でさらに下がればですね、さらに次の5000株を手放そうと思います、ああ買おうと思います。」と言った。Hから、「わかりました。じゃあ、ええっと、5000株で、ただですね、板がですね、今日の板だと例えば5000株だと10円ぐらい値段が上がっちゃう可能性があるんでですね。」と更にと言われても、「それはまあしゃあないでしょう。」と言い、結局、Hから指値での買い注文を勧められ、指値2700円で5000株の買い注文を委託した。

そして、その44分後に、Hから、その指値どおりに買えた旨の連絡を受けると、被審人は、「その後、どんどん下がっているよね。」、「ええっとですね。まだ下がるようであれば、また売りたいと思いますので、ああ買いたいと思いますので。」と言った

12 被審人によるオンコリス株式の買戻し（平成31年3月28日）

被審人は、平成31年3月28日、オンコリス株式5000株を、1株当た

り3150円から3175円で買い戻した。

その買い注文を委託する際の、被審人とHとのやり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同日、電話に出たHに対し、「えっと、オンコリスのね、株なんですけども、えっと買ってほしいなと思っているんですけどね。」「今3200円までで動いているんですよ。」と言い、Hからその時の株価が1株当たり3160円ほどだと伝えられると、「3200円まででね、の範囲で買ってほしいんですけど。」と言った。Hから、「一応3200の指値を出せばですね、その範囲内で買えるんですけども、今からいうと、40円ぐらい高いんですね、例えば3170円なところで指値を出すとかですね、そういうのもいいのかなと思うんですけども。」と言われると、「それでお願ひしましょう。」と言い、Hから、「まあ全部買えるか分からないですけど。当然指値なので。」と言われると、「ええ、そうです。全部買えなくても、買えるだけの範囲で結構です。買い戻したいと思うので。」と言って、指値3180円で5000株の買い注文を委託した。

13 アメリカ××××学会での出来事

アメリカ××××学会に参加していたFと参考人は、平成31年4月2日に学会の会場で落ち合った。その場で、参考人がFに対し、「C社の件、どうなってますか。」などと尋ねると、Fは、「今のところ何も問題はない。4月8日にC社と正式契約、公表になるでしょう。」などと話した。

Fは、オンコリスが本件公表を行う場合、協力して研究開発を行っていたE大学はどのような対応をとるのかと思い、その旨を参考人に尋ねたところ、参考人は、その場でE大学に電話をして対応を検討するよう指示をした。その後、本件公表の記者会見をE大学で行うことが決まり、E大学、中外製薬及びオンコリスの三者共同記者会見を行う案が浮上したが、中外製薬からは、しばらく参加の意向表明がなかった。

14 本件公表のあった平成31年4月8日の出来事

(1) 参考人から被審人への会食の誘い

平成31年4月8日午前9時45分までに行われたオンコリスの臨時取締役会において、本件業務提携の決議がなされた。また、中外製薬からオンコリスに対し、本件公表の記者会見は、オンコリスとE大学のみで行ってよい旨の連絡があった。

そのため、Fは、同日午前9時57分、参考人に対し、「中外から連絡あり、記者会見はE大学とオンコリスだけでオーケーとの返答がありました。日程などご連絡下さい。」とメールをした。参考人は、同日11時30分、Fに対し、「了解です。準備しようと思いましたが、いつが可能でしょうか。4/9(火)14時以降、4/10(水)14時から、4/11(木)午前中、もしお泊まりいただけるなら、A先生も誘って打ち上げとかいかがでしょうか。」などとメールをした。

その後、参考人は、被審人に電話をした。その電話において、少なくとも、参考人が、被審人に対し、Fが××に来るので宴会をしようと誘い、被審人がこれを了承するやり取りがあった。

(2) 被審人によるオンコリス株式の買戻し

被審人は、同日午後0時30分、オンコリス株式1万株を、1株当たり1776円で買戻した。

その買い注文を委託する際の、被審人とHとのやり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同日午前11時47分、電話に出たHに対し、「あっ、今よろしいか。」、「えっとですね、あの一、オンコリスの株なんですけども、今、あの一、買戻しをしたいんです。」、「いくら残っているかな。」と言い、Hが「えっと2000万円ほどで、ちょっと正確な数字、確認してすぐに折り返しさせていただきます。」と言ったのに対し、「じゃあ、その2000

万円で買える範囲ということでね、えっと、まあとりあえず今だったら1万株ぐらい買えるでしょうから。そのぐらいで買い戻してもらえますか。」と言い、Hが「わかりました。じゃあ、えっと、ちょっと残高だけ確認させていただいて、すぐに折り返させていただきますのでですね。」と言うと、「どのくらいで、時間かかります？」と尋ね、Hから「5分あれば大丈夫なんで。」と言われると、「ああはいじゃ、ちょっとお願いいたします。」と残高確認を依頼した。その電話を切って1分後、Hから電話を受け、「2197万残高がございますので、1万株であれば十分間に合います。」と言われると、「ああはいじゃ、その間に合う範囲でお願いします。」と言って、1株当たり1776円で1万株の買い注文を委託した。

同日午後0時31分にHから、指値どおりで1万株を購入でき、合計3万株になった旨伝えられると、被審人は、「3万株ですよ。ようやく買い戻しました。私、あのときね、売る気はなかったんだけど、ちょっとこちらの事情でなんとなく変な気になっちゃって」、「いや僕はねとにかくあれからね、株の動きも勉強させていただきましてね。いやいや、本当によく動くもんなんですね。」、「今までぜんぜん注目されていないのに、えらいなんか動きだしたからびっくりして」、「だから、そうそう。私にとってはね、実は今年会社のですね伸るか反るかの時期なので、私にとってはお金よりは自分がどれだけの株をもってですね最後の瞬間を見届けるかということの方が重要だと思って買い戻しています。でないと、会社の連中に合わせる顔がないので。この間、株主総会するちゅう言うんで、何株持ってますかで、あなたの株はこれだけですよって、こうやるんでしょ株主総会ってね。」、「だからね、そういった点でね、設立に関わった者としてはこれじゃあ申し訳ないなあとと思って。」などと言った。

なお、この頃のオンコリス株式の終値は、平成31年3月26日については2929円、同月27日については3130円、同月28日については3

250円、同月29日については3390円、同年4月1日については2690円、同月2日については2190円、同月3日については1982円、同月4日については1828円、同月5日については1752円、同月8日については2065円である。

(3) 本件公表等

オンコリスは、同日午後1時55分には、中外製薬の××××会議の決議結果を受領し、本件業務提携の成立を確認した。

Fは、参考人に対し、同日午後3時48分に、「本日無事契約書にサインできました。また、先駆けも14:00に公開となりました。本当に良かったですね。おめでとうございます！さて、記者会見ですが、10日（水曜）の14:00で如何でしょうか？火曜ですが、××に着くのが19時過ぎてしまいそうです。」とメールをした。

オンコリスは、平成31年4月8日午後4時30分、T D n e tに掲載した「資本業務提携及び第三者割当による新株式の発行に関するお知らせ」において、本件公表をした。

参考人は、同日午後4時43分に、Fに対し、「お疲れさまです。ホッとしましたし大変うれしいです。明日はお忙しいところありがとうございます。明後日の10時ごろから会見予定で、明日はA先生と3名でお祝いということでお願いします。最近よく行く『I』というお店を20時ごろから予約しました。泊まれるホテルに集合して行ければと思います。」などとメールした。

また、参考人は、同日の夕方、被審人に電話をした。被審人は、その電話を受けて、自らの手帳（2019年（平成31年）のスケジュール帳）の同月9日欄に、青色のペンで、「18:30 オンコリスF」、「20:00 I」と記載した。

(4) 被審人の手帳の「C社 2:00」との記載

被審人は、同日、上記手帳の4月8日(月)から始まる週の欄外に、鉛筆で、「C社 2:00」と記載した。

15 本件公表の打ち上げ

被審人は、本件公表の翌日である平成31年4月9日、××市内の飲食店「I」において行われた本件公表の打ち上げ(以下「本件打ち上げ」という。)に参加し、参考人及びFと会食した。

16 被審人によるオンコリス株の売付け(平成31年4月18日)

被審人は、平成31年4月18日、オンコリス株式5000株を、1株当たり2950円から2959円で売り付けた。

その売り注文を委託する際の、被審人とHとのやり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同日、Hに対し「あのですね、例のオンコリスの株、2900円前後で横ばいになっておりますよね。」「それで、5000株を今日売ってもらえませんか。今日か明日か。｣と言って、指値2950円でオンコリス株式5000株の売り注文を委託した。

なお、東京証券取引所マザーズ市場における本件公表後のオンコリス株の終値は、同月11日については3395円、同月12日2695円、同月15日2999円、同月16日2810円、同月17日2922円、同月18日2904円、同月19日2861円、同月22日2685円、同月23日2920円、同月24日2783円と、同月11日には本件公表後の最高値となったが、その後の終値は下降傾向にあった。

17 被審人によるオンコリス株式の売付け(令和2年6月22日)

被審人は、令和2年6月22日午前9時8分に、オンコリス株式3000株を、1株当たり3140円から3150円で売り付けた。また、同日午前9時50分に、同株式2000株を1株当たり3280円で売り付けた。

それらの売り注文を委託する際等の、被審人とD証券の担当者であるJとの

やり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同月19日金曜日、Jから、オンコリスがアメリカの会社と神経の領域でライセンス契約を締結するとの話や、鹿児島大学と提携してコロナウイルスの治療薬の開発に着手するとの話が出たことにより、オンコリス株式が、ストップ高で買い注文を残して取引を終えた旨告げられた。すると、被審人は、「いやいやまあ、僕はね、まあ××××の薬で僕が生きとるうちに、こう日の目を見るのを楽しみにしてはとるんだけどね。けども、会社の運営のことを考えるとね、一品だけ頼ると不安定だから、それで××××の薬に使えるものがあるんじゃないかゆうて言ったことがあるんですよ。」、「いやーあなたから電話がかかってきたからね、やだなー暴落してますよって、見たくないなー思っつて。もうあんまりね、このことを考えるのは嫌だから普段見ないことにしている。」などと言い、Jから「A先生、Hのときは、オンコリスをこう下がったときに買って、上がったときに売って、また下がったら買い戻してみたいなことをされていたと思いますけど、今、今後ってどうお考えですか。」と聞かれると、「ああ、そうだよね、そう。いやー、だからちょっとじゃあまあ一晩考えます。」、「また明日からどんどん下がるでしょう。」、「月曜日あたりに売り抜けしようって人が増えるでしょうな。」などと言って、電話を切った。

週明けの同月22日（月曜日）午前9時7分、被審人は、Jに電話をかけ、「今、あの一、あれを見てますが、えっとまあ、3000円まだキープしているんですね。」、「ああ、もうあの一、とりあえずですね、3000株。」、「2万5000のうちの3000株を、えっと、3000円ぐらいで売ってください。」と言って、成行で3000株の売り注文を委託した。

そして、同日午前9時50分、被審人は、再度、D証券に電話をかけ、Jに対し、「えっと、その後も見てたんですが、あと2000株を売ってください。」と言って、成行で2000株の売り注文を委託した。

18 被審人によるオンコリス株式の売付け（令和2年6月25日）

被審人は、令和2年6月25日、オンコリス株式3000株を、1株当たり3340円から3350円で売り付けた。

その売り注文を委託する際等の、被審人とJとのやり取りの要旨は、次のとおりである。

被審人は、同日、電話に出たJに対し、「えっと、売ってほしいんですけども。」、「3000株。」などと言い、Jが「オンコリス3000株、成行でよろしいですね。前回と一緒に。」と言うと、「そうですね、まあ3300円以上はキープして。」と言って、成行で3000株の売り注文を委託した。

19 質問調査時に被審人が持参した資料

(1) 被審人は、令和2年11月19日の質問調査の際に、フィスコのアナリストレポートを持参した。

同レポートは、平成××年××月××日付けの「××××」で始まるレポートや、同年××月××日付けの「××××」及び「××××」並びに平成××年××月××日付けの「××××」で始まるオンコリス Research Memoなどを一まとめにしたものである。

(2) 被審人は、同月27日の質問調査の際には、フェアリサーチ株式会社のアナリストレポートを持参した。

同レポートは、平成××年××月××日付けのもので、「××××」と題し、同年2月8日のオンコリスの決算説明会において、××××活動を強化する旨の表明があったことなどが記載されている。

第3 争点に対する判断

1 被審人の主張の概要

被審人は、参考人から、平成31年3月20日に、本件重要事実の伝達を受けていないと主張し、そのとおり伝達したことを内容とする参考人供述の信用性を争っている。

そこで、以下において、参考人供述の信用性を検討する。

2 法令の定め

会社関係者から、当該会社関係者がその職務に関して知った一般投資者の知り得ない内部情報につき伝達を受けた者が、その情報を利用して株券等に係る売買等を行うことは、証券取引市場における公平性、公正性を著しく害し、一般投資者の利益と証券取引市場に対する信頼を著しく損なうことから、法第166条第3項は、会社関係者から当該会社関係者がその者の職務に関し知った業務等に関する重要事実の伝達を受けたときは、当該業務等に関する重要事実の公表がされた後でなければ、当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をしてはならないと規定する。また、令和元年法律第71号による改正前の金融商品取引法第166条第2項第1号ヨは、その業務等に関する重要事実の一つとして、当該上場会社等の業務執行を決定する機関が、業務上の提携等の決定をしたことを挙げる。

そして、業務等の重要事実の「伝達を受けた」（法第166条第3項）というためには、その重要部分に係る事実の伝達があれば足りると解される。

3 参考人の供述の概要

(1) 参考人の当審判廷における供述の概要

参考人は、被審人に対し本件重要事実を伝達した時の状況等について、当審判廷において、大要、次のとおり供述する。

ア 本件壮行会に至るまで

平成30年夏頃に、Fから、オンコリスと中外製薬が、Gの製造や開発に向けて協力態勢を構築する話が進んでいることを聞いて以降、Fと連絡を取り合う中で、オンコリスと中外製薬の××××の交渉に関する情報に接するようになった。Fからは、中外製薬との交渉は最高機密なので、外部に漏れないよう気をつけてほしいと頻繁に言われており、同年夏過ぎ頃からは、中外製薬のことを話す際は、Fに倣って、「C社」という隠語を使うようになった。

その後、××××のために大学に来た被審人が、××××に来たついでにふらっと参考人の××××を訪ねてきた際に、いつものようにGの進捗状況を聞いてきたので、「C社」がGに興味を持っており、話が進み出した旨を話した。被審人は、それはよかったなという感じの反応を示した。

「C社」が中外製薬を表す隠語であることは、「中外製薬のことは、外に向かつては『C社』と言っていますね。」などと言って、この時に伝えたとと思う。

Fから、最高機密である旨言われていたにもかかわらず、それを被審人に話したのは、被審人が、Gの開発と一緒に関わってきていたし、その××××という自分と同じ立場でもあるので、情報を共有すべきと思ったからである。被審人が××××を辞めていたことは、質問調査において調査官から聞くまで知らなかった。被審人からGの進捗状況を聞かれることは珍しいことではなく、Gと一緒に開発してきた私達にとっての一番大きな話題事項なので、Gについて聞かれれば、日常会話のように、こうなっていますよと答えていた。もっとも、被審人に対しては、この話は最高機密であって部外者には決して話してはいけないことは伝えたとし、その意味で我々がよく使う「コンフィデンシャルですよ。」という言葉も使った。

被審人が××××に来たこの日付を、Kに昨日調べてもらったところ、被審人が××××をするために大学へ来た平成30年10月10日であった。中外製薬との話は、同年8月から進み出しており、その後、最初に会ったときにじっくり話した記憶があり、××××に来られた時が最初だったことも思い出したので、被審人が××××に来られたのが同年10月10日であれば、話したのはその日である。Kによれば、被審人は、この日、人からもらった絵や置物等の私物が、××××の倉庫に残っているので、それらを確認したいと言って××××に寄り、持って帰るものを選んでい

たそうである。

平成31年3月12日から同月15日頃に、オンコリスの株価が上がっていることに気付き、その理由を尋ねるためにFに電話をすると、Fから、中外製薬との交渉がうまく行っており、同年4月8日には××××し、公表できる見込みで、4月8日はお釈迦様の誕生日だよ、などと聞いた。

イ 本件壮行会について

平成31年3月20日、本件壮行会に出席し、出席者が三々五々に帰り出した頃に、本件壮行会の会場であったホテル4階のエスカレーター付近に隣り合わせで置いてあった二つの椅子に被審人とそれぞれ座り、話をした。Gの話が出ることが多いので、その話でスタートした。被審人は、同じく××××であるから、オンコリスの情報を共有すべきと思っていたので、「コンフィデンシャルです。」とは言った上で、被審人に対し、「C社」との××××がお釈迦様（さん）の誕生日である4月8日に締結される確率が高くなっていて、その日には外部に情報を出してよくなりそうである旨話した。帰る人たちが周りを通る可能性があるし、「C社」が中外製薬を表す隠語であることは既に平成30年10月10日に被審人に伝えていたから「C社」で通じるだろうし、Fとも「C社」でやり取りをしていたことから、隠語である「C社」という言葉を使ったと思う。また、我々一般人は、お釈迦様（さん）の誕生日と言っても分からないので、「契約締結日が4月8日で、これがお釈迦様（さん）の誕生日らしいですね。」などと言ったと思う。これに対し、被審人は、「よかったな。」と言っていた。だから、「C社」の意味も分かっていたと思う。その後、オンコリスの他の薬が××××に効くのではないかという被審人の話を聞いていたところ、Lが近づいてきた。全部で10分から15分ほど被審人と話していたと思う。

ウ 本件壮行会後のこと

平成31年4月2日、アトランタで行われたアメリカ××××学会の会場でFに会い、Fから、「C社」と同月8日に契約し、その日のプレスリリースで公表になる見込みであることを聞いた。

帰国して、同月8日、診察をしながら溜まったメールの対応をしていたところ、Fから記者会見に関するメールが来ていたので、それに返信をする際に、被審人と三人で本件業務提携の打ち上げをすることを提案し、Fに電話をしてその了解を得た。その後すぐに被審人に対しても電話をし、「もうすぐC社との××××がオープンになるので、これは打ち上げすべきときでしょう。」などとお祝いの会をする話をし、打ち上げの候補日を挙げてその都合を聞いた。お祝いの会をしようと言っているのです、この電話で既にC社との××××について言ったはずであり、その記憶がある。また、その際に、Fが久しぶりに××に来る理由を言わないわけがないので、それについても説明しているはずである。C社との契約が成立してそれを第三者にも話してよくなるということは、私達のような内部者にとってはかなり重要なことなので、朝の電話で話している。さらに、記者会見の場所が予約できるか否かによって、記者会見の日時やFの宿泊日が変わることから、記者会見の候補日も伝えた。被審人は、「それはよかったな、いいことだ。」などと言い、打ち上げにはいずれの候補日でも参加できるとの返事をした。

そして、同日午後3時48分のFからのメールで、Fが××に着く時刻が分かったので、打ち上げをするために「I」を予約し、同日午後4時43分にFに対してその旨のメールを送り、その後すぐに被審人に2回目の電話をした。Fからのメールに「サインしました。」というのがあったので、被審人に対して、打ち上げの時間や場所を伝えるとともに、サインがきちっとできたと聞いたこと、××××が成立してオンコリスからプレスリリースがなされることを告げると、被審人は、「ああ、それはよかった

な。」などと言っていた。

平成31年4月9日の打ち上げでは、Fから、これから1か月くらいは株を売れないですね、との話があった。被審人は、少し前に株を少し売った旨話していた。逆に、株を買った旨は話していなかった。

エ 質問調査段階の供述について

質問調査の段階では、本件壮行会の最中、トイレに立った際に円卓のそばで本件重要事実を話した旨供述したが、それは、トイレに立つときに呼び止められて話をするケースが非常によくあり、他の会でもそのような経験をよくしていたので、記憶が混同していたものである。今となつては、本件壮行会の際に、円卓のそばで被審人と立ち話をした記憶は定かではない。平成30年9月や同年10月に行われた会でも円卓のそばで立ち話をしたかもしれないが、その鮮明な記憶もない。今の記憶では、平成31年3月20日に本件重要事実を被審人に話す機会があったのは、エスカレーター付近の椅子に座っていた時だけである。

本件壮行会の際に本件重要事実を話したこと自体は覚えていたが、質問調査の後、そういえばどうだったかなと思い、Lに壮行会の様子を尋ねたところ、エスカレーター付近の椅子で被審人が××××の話を一生懸命されていたと教えられ、そういえばと思い返してみたところ、エスカレーター付近の椅子に座って被審人と話をしたことを思い出すとともに、××××のその話の前には、平成31年4月8日に××××される旨伝えたことも思い出した。しかし、調査後もこの件が続くものとは思っておらず、証券取引等監視委員会に対してわざわざ訂正を申し出ることだとの認識もなかったもので、連絡はしなかった。

また、本件壮行会の際には、「お釈迦様（さん）の誕生日」という言葉を用いて話をした記憶がある。おそらくそれが4月8日である旨も言ったと思う。被審人との間で「お釈迦様（さん）の誕生日がいつか」などとや

り取りをした記憶はないが、「お釈迦様（さん）の誕生日」といきなり言って、それで会話が終わるとは思えないので、それが4月8日であることまで話したと思う。

質問調査の段階では、その当時の記憶を正確に話したつもりであるし、話してもいないことを調査官が質問調書に書くことはなく、質問調書は話したとおりの内容になっていると思う。だから、質問調書の内容どおりに話して質問調査に応じたのであろうが、質問調査の時にどういうふうに覚えていたかについて今ははっきりとした記憶がない。

(2) 参考人の質問調書における供述の概要

これに対し、参考人は、質問調査の段階においては、被審人への本件重要事実の伝達状況等につき、大要、次のとおり供述していた。

ア 令和2年12月1日の質問調査時における供述

本件壮行会の会場で、被審人から「G、どうなっている。」などと尋ねられ、「C社との××××がお釈迦さんの誕生日くらいにうまくいく予定です。この話はFさんから聞きました。」などと、Fから聞いた話をそのまま伝えた。この時、被審人から、「C社」がどこの会社であるかを聞かれた記憶はなく、被審人も私の話をすぐに理解した様子だったので、被審人は、「C社」が中外製薬であることを理解していたはずである。

平成31年4月8日の午前中、被審人に電話をする機会があり、「Fが久しぶりに××に来ることになったので、飲みに行きませんか。」などと言って、Fとの飲み会に誘い、その会話の中で、具体的にどのように話したのかははっきり覚えていないが、「今日はお釈迦さんの誕生日なんで、今日、オンコリスとC社との××××がオープンになります。そのお祝い飲みましょう。」などと言って、この日に本件業務提携等が公表される予定であることも伝えた。

今後も質問調査に協力し、詳しい経緯等については、よく思い出して、

後日詳細をお話しする。

イ 令和2年12月21日の質問調査時における供述

本件壮行会当日、おそらく会場外のトイレに行こうとした時だったと記憶しているが、いずれにしても円卓に着席していた被審人の席の横を通り過ぎようとした際、被審人から呼び止められ、円卓の近くで、横並びに立った状態で、被審人と会話をした。その際、被審人が、「G、どうなっている。」等と聞いてきたので、「C社との××××がお釈迦さんの誕生日くらいにうまくいく予定です。この話はFさんから聞きました。」などとFから聞いた話をそのまま伝えた。

私は、これまでも被審人からGの近況を聞かれれば、その時の進捗状況を被審人に伝えていたので、具体的な時期や詳細なやり取りまでは覚えていないものの、本件壮行会までには、被審人に対し、Gの××××としてC社が候補に挙げられていることについては話したことがあった。

本件壮行会の時にも、いつもFとのやり取りで使っている「C社」との隠語を用いながら、被審人に対して、オンコリスと中外製薬との間の××××やその公表が平成31年4月8日に行われる事を伝えたのだが、被審人は、それまでに、私が「C社」と言った時も、それがどこの会社なのかを尋ねることはなかったし、「C」が中外製薬をローマ字表記した頭文字であることから、C社が中外製薬の隠語であることは分かっている様子だった。

また、「お釈迦さんの誕生日」という説明についても、被審人は、それを聞いてすぐに4月8日を意味するものと理解したようで、「うん、うん。」と頷きながら話を聞いていた。

この時までには、進捗状況を大枠で話していたこともあり、被審人は、「そうか、そうか、よかったな。」という感じで、それ以上突っ込んで聞いてくることはなく、このやり取りは長くても数分程度だったと思う。

平成31年4月8日、朝からFとメールで連絡を取り、本件公表後にE大学で開かれる記者会見の調整を行う中、Fが記者会見のために××に来る機会を利用して、被審人と三人でGの××××のお祝い会をしようと思った。そして、被審人は、同じ時期にオンコリスの××××としてGの臨床試験などにも携わってきたので、オンコリスの創業以来の悲願であったGの××××のお祝いに被審人を誘うのは当然のことだと思い、Fの了解の下、被審人に電話をし、「Fが久しぶりに××に来ることになったので、飲みに行きませんか。」などと言って、被審人をFとの飲み会に誘った。ただ今、調査官から、被審人と証券会社の担当者の電話のやり取りの音声を聞かせてもらい、被審人が「今、買い戻しをしたいんです。」などと話してオンコリス株式の買付けを依頼していることを確認するとともに、被審人がこの電話の直後に、証券口座に保管していた金額のほとんどを使ってオンコリス株式1万株を買い付けたことを教えてもらった。この日、私が、Fに対してお祝い会の話をしていること、その直後に被審人がオンコリス株式を買い付けたこと、既に本件壮行会の際に、××××やその公表日を教えていたことからすれば、私が、被審人に対して飲み会の誘いの電話をかけた際に、被審人がオンコリス株式を買い付ける動機となるような話をしたと思う。被審人への電話の中で、具体的にどのように話したのかは今となってははっきり覚えていないが、三人での飲み会が約10年ぶりであり、被審人を飲み会に誘うに当たり、Fが××に来る理由や飲み会の趣旨を説明していないとは考えられないので、Fが、本件公表の記者会見に参加するために××に来ることや、その候補日、開始時間等を伝え、「今日はお釈迦さんの誕生日なんで、今日、オンコリスとC社との××××がオープンになります。そのお祝いで、Fが××に来られたときに飲みましょう。」というような内容のことを言って、その日に本件業務提携等が公表される予定であることを伝えたのだと思う。

ウ 令和2年12月21日の質問調査時における供述

これまでに詳しくお話ししているが、私は、本件壮行会の会場で、被審人に対し、「C社との××××がお釈迦さんの誕生日くらいにうまくいく予定です。」などと言って、オンコリス株式の株価に重要な影響を与えるインサイダー情報を伝えてしまった。

私は、インサイダー取引に関する講習を受けるなどしていたし、Fから秘密保持を徹底するよういわれており、被審人に伝えた内容がインサイダー情報であり、公表前に第三者に口外してはならないことは十分認識していた。

しかし、私は、Gの臨床試験等に尽力するなどして、苦労を共にした被審人に関しては、内部者と思っていたので、もともと第三者と認識していなかった。純粹に、Gの近況等を知りたいと思うのは当然のことだと思っていたし、被審人がGの実用化が現実のものとなりつつあることを知れば、喜んでくれるのではないかと思った。私は、ただ、それだけの気持ちだったし、そもそも、被審人は私と同じようにオンコリスの××××や××××を務めた方だから、インサイダー取引が禁止されていることぐらい当然認識していると思っていた。だから、被審人が、私から聞いた情報を基に、公表前にオンコリス株式を買い付けるなどとは全く想像すらしていなかった。

私は、このことが公になればオンコリスに迷惑をかけることは分かっているが、被審人とは苦労を共にした仲なので、今後も、これまでと変わらず、付き合いを続けていきたい。

質問調査を受けた際、調査官に対し、覚えていることと覚えていないことは明確に区別して話し、調査官に作成してもらった質問調書の内容もしっかり読んで、その内容に間違いがないことを確認して署名、押印した。

調査官から、被審人が、調査官に対し、インサイダー情報を聞いていな

いと話していると聞いた。その上で、調査官から、この件に関し、審判や訴訟になった場合、被審人の目の前で、調査官に話した内容を証言できるかと尋ねられた。その場になってみないと分からないが、調査官に話した内容は記憶にしたがって真実を話したので、その内容を話したいと思っている。

4 参考人の供述の信用性についての検討

(1) 参考人の供述の信用性について検討する。

ア 被審人の取引状況という客観的事実と整合すること

平成31年1月15日から同年3月11日まで、オンコリス株式を一貫して売り付けていた被審人が（前記第2の6から8）、最後の売付けの日から僅か11日後であり、かつ本件壮行会の翌営業日である同月22日から同年4月8日まで、株価がさして下がったわけでもなく、かつ、同年3月22日にはHから株価がまだ下がるリスクがあると言われていたにもかかわらず、一転してオンコリス株式を買い戻したこと（前記第2の11、12、14(2)）や、そのような取引状況に反して、本件公表の僅か10日後であり、その株価が下降傾向にあった同年4月18日に、一転してオンコリス株式を売り付けたこと（前記第2の16）は、本件壮行会があった同年3月20日に、株価上昇につながる確度の高い情報を参考人から得た被審人が、その公表後に株価が上昇することを見込んで株式を買い戻し、本件公表後、株価が下降傾向を示したために、それを売り付けることによって売買差益を取得しようとした行動と理解するのが、自然かつ合理的であるといえる。したがって、被審人の取引状況は、参考人が、本件壮行会があった同日に、被審人に対し、「C社」との××××が「お釈迦様（さん）の誕生日（である4月8日）」に締結される確率が高くなっていて、その日には外部に情報を出してよくなりそうであるなどと伝えた旨の供述と整合するものである。

また、被審人の買戻しのうち、同年4月8日午前11時49分頃にHに買い注文を委託した買戻しは、その証券口座の残高のほぼ全てを使って、1万株ものオンコリス株式を買い付けたものであるところ（前記第2の14(2)）、これは、株価上昇につながる確度のより高い情報を得た被審人が、その公表後に株価が上昇することを見込んで、買えるだけの株式を買い戻した行動と理解するのが、自然かつ合理的であるといえる。したがって、この取引状況も、参考人が、同日11時30分のF宛てのメールを送信等した後に、被審人に対し、「もうすぐC社との××××がオープンになるので、これは打ち上げすべきときでしょう。」などと伝えた旨の供述と整合するものである。

そして、被審人による同年3月22日以降のオンコリス株式の買戻しの内容は、同月11日の売付けの僅か1日後という近接した時期に、同日以前の売付けの平均単価約1720円より1株当たり635円も高い平均単価約2355円で買戻しに転じたというものであるから、安く買って高く売るという通常一般の投資行動には沿わないものであり、被審人の投資行動に経済的合理性を見出すことは困難である。同月11日の売付け単価は、1株当たり3210円から3225円であって、同月22日以降のいずれの買付け単価よりも高い金額ではあるが、同月11日の売付け株数は5000株にすぎず、被審人が同日より前の売付けにおいて売付け単価1316円から1712円で合計2万5000株の株式を売り付けていることを考えると、被審人が同月22日以降にこれらの売付け単価を大きく超える平均単価約2355円で合計2万株もの株式の買戻しに転じたことに経済的合理性を見出すことも困難といわざるを得ない。しかしながら、被審人がこのような投資行動をとった理由が、同年3月20日の本件壮行会において、本件株式の株価上昇につながる確度の高い情報を得ていたことを理由とするものであったとすれば合理的なものとして理解できる。した

がって、被審人の取引状況が、経済的合理性を見出すことが困難な取引状況であったということも、参考人が、同日、被審人に対して本件重要事実を伝達したという参考人の供述と整合するといえる。

したがって、参考人の供述は、被審人の取引状況という客観的事実と整合する。

イ 被審人の手帳という客観的証拠と整合すること

被審人は、平成31年4月8日に、自らの手帳に「C社 2:00」と記載しているが（前記第2の14(4)）、何らの注記等を加えることなくこのような隠語を記載していることに照らせば、「C社」との記載が被審人にとってその意味を理解し得るものであったと考えるのが合理的であるから、被審人が「C社」を理解していたという参考人の供述内容と整合するものといえる。

ウ 供述の核心部分が一貫等していること

参考人の供述内容は、本件壮行会のあった平成31年3月20日に、オンコリスが、「お釈迦様（さん）の誕生日」という特定の日時において、「C社」という特定の会社と××××する見込みであることを被審人に伝えたという点では、質問調査と審判において一貫している。また、その内容は、Gの進捗状況の順調さを伝えるに足る内容であって、「お釈迦様（さん）の誕生日」や「C社」という特異な言葉を用いた、相応に具体的なやり取りを供述するものであり、実際に経験した者でないと語れないような迫真性もある。

そして、前記2のとおり、業務等の重要事実の「伝達を受けた」（法第166条第3項）というためには、その重要部分に係る事実の伝達があれば足りると解されるから、本件においては、そのような重要部分に係る事実の伝達部分を供述の核心部分とみて、その信用性を検討すべきところ、本件壮行会の際に、オンコリスが、特定の日に、特定の会社と××××

する見込みであることを被審人に伝えた旨の参考人の供述は、その供述の核心部分において一貫しているといえる。

エ 供述の変遷理由が不合理ではないこと

これに対し、参考人の供述のその他の部分には、次のとおり、変遷が認められる。

(ア) ㊦被審人に対して本件重要事実を伝達した場面について、参考人は、質問調査においては、本件壮行会の最中の会場外のトイレに行こうとした際に、円卓の近くで立って会話をした時だったなどと供述していたにもかかわらず、当審判廷においては、本件壮行会が終わった後に、エスカレーター付近の椅子に座って会話をした時であったなどと供述を変遷させた。また、㊧被審人に対して本件重要事実を伝達した時の会話の内容について、参考人は、質問調査においては、「お釈迦さんの誕生日」と伝えただけであり、被審人は、それを聞いて、すぐに4月8日を意味すると理解したようだった旨供述していたにもかかわらず、当審判廷においては、「お釈迦様（さん）の誕生日」だけでは分からないと思うので、それが4月8日であることまで伝えたなどと供述を変遷させた。

しかしながら、これらの変遷は、本件壮行会の際に、オンコリスが、「お釈迦様（さん）の誕生日」という特定の日に、「C社」という特定の会社と××××する見込みであることを被審人に伝えたという参考人の供述の核心部分そのものの変遷ではないから、そもそも、参考人供述の核心部分の信用性に直接影響を与える性質のものとはとはいえない。

また、実体的に考えても、Gの××××という本件業務提携に係る情報は、被審人と参考人の悲願の達成に関わるものであり、被審人にその情報を伝達したことは、参考人にとって印象的な事柄であったといえるところ、しかも、その際に「お釈迦様（さん）の誕生日」や「C社」という特異な言葉を用いたとなれば、被審人に本件重要事実を伝達したこ

と自体、一層印象的な事柄であったといえる。したがって、記憶に残りやすく、この供述が一貫しないとなれば、その信用性を大きく損なう事情となるけれども、本件ではその点は一貫しており、変遷しているのはその際の状況等のみである。そして、参考人によれば、トイレに行く際に呼び止められて話をするケースが非常によくあり、被審人とGの進捗状況について話をするのは普段からよくある日常会話のようなものであったというのであるから、それが酒宴場での出来事で、当審判廷での供述が、質問調査の時点を起算点にしても約1年も経過していることも考慮すると、伝達した際の状況等の詳細に記憶の混同等があったとしても不自然とまではいい切れず、伝達したことそのものの信用性を揺るがすほどの事柄ではない。参考人は、Lの話聞いて、一つ一つ記憶を遡ってみると、エスカレーター付近の椅子で本件重要事実を伝達したことを思い出した旨を明確かつ具体的に説明しているから、その伝達の状況等の詳細に係る記憶を喚起するに至る合理的なきっかけもあるといえる。

以上のとおりであって、上記㉞㉟の変遷は、参考人の供述の核心部分そのものの変遷ではないし、それを核心部分に影響を与え得る変遷とみるとしても、事柄の性質上不自然ではなく、その理由も不合理ではない。

(イ) 次に、本件壮行会以前における本件重要事実に関する情報共有の状況に関し、参考人は、質問調査においては、具体的な時期や詳細なやり取りまでは覚えていないものの、本件壮行会の前までに、Gの××××としてC社が候補に挙がっていることは話していた、その「C社」が中外製薬の隠語であることについては説明をしなくとも分かっていたなど供述していたにもかかわらず、当審判廷においては、それは、平成30年10月10日のことであり、その際、「C社」が中外製薬を表す隠語であることを説明した、などと供述を変遷させた。

しかしながら、その前提として、参考人において、本件壮行会のあつ

た平成31年3月20日に、「C社」という隠語を用いる方法により本件重要事実を伝達したこと自体は揺るぎないから、ここで問題にしている変遷も、参考人の供述の核心部分である伝達行為そのものの信用性に直接影響を与える性質のものとはまではいえない。また、この点に関する参考人の当審判廷における供述の内容は、中外製薬との話が進み出した平成30年8月以降本件壮行会までの間の初めて被審人と会った機会に、被審人に対して、C社とのやり取りについてじっくり話した記憶があり、その機会は被審人が××××のために大学に来た際であったことは思い出していたが、その余は定かでなかったところ、Kに確認してみたら、その××××の日付が平成30年10月10日と分かったというものであって、質問調査における「具体的な時期や詳細なやり取りまでは覚えていない」という供述と、その骨子は一貫していると評価できる内容であるから、殊更にこれを変遷と捉える必要はない。

(ウ) さらに、参考人は、本件重要事実を被審人に話した理由について、質問調査においては、被審人はオンコリスを退職していたが、オンコリスの内部者であると思っていたからであるなど供述していたのに対し、当審判廷においては、オンコリスの××××だと思っていたからであるなどと供述を変遷させた。

しかしながら、この変遷も、参考人の供述の核心部分の信用性に直接影響を与える性質のものとはまではいえないし、被審人のことをオンコリスの内部者と思っていたという趣旨では一貫している。

(エ) したがって、参考人の供述には、その供述の核心部分の信用性に影響を与えるような不合理な変遷はない。

オ 供述内容は自然かつ合理的であること

参考人と被審人が、Gの実用化等を目指して苦労を共にし協力してきたこと（前記第2の2、3）、本件打ち上げをするに際しても、参考人が、

当然のように被審人にも声を掛ける関係にあったこと（前記第2の1(4) (1)）などに照らせば、被審人がGの実用化に向けた進捗状況に関心を持ち、それを参考人に尋ねることも、参考人がそれに対してありのままに答えることも、自然かつ合理的である。

カ 虚偽供述の動機がないこと

参考人の供述内容は、参考人がインサイダー情報を漏らしたという参考人にとって不名誉な事実を吐露する内容であり、かつ、これまで自身の研究をサポートしてくれたいわば恩人であり、Gの特許取得やその後の研究に当たっても苦労を共にし、協力関係を築き続けてきた被審人（前記第2の2、3）にとって、不利益な事実を明らかにする内容である。

参考人が、××××（前記第2の1(3)）という高い社会的地位にあることも考慮すれば、そのような自己に不名誉な事実や参考人に不利益な事実について、隠したいと思うことはあり得ても、虚偽の事実をあえて供述する利益もその必要性も見当たらず、そのような動機はない。

キ したがって、参考人の供述の信用性は相応に高い。

(2) これに対し、被審人は、次のとおりの理由を挙げて、参考人の供述が信用できない旨主張する。

ア 客観的事実と整合しないこと

(ア) 被審人は、参考人は、被審人が××××のために大学へ来た平成30年10月10日に、「C社」との××××について被審人と話をしたと供述しているところ、確かに同日に被審人が大学へ××××に行ったという客観的事実はあるけれども、その日の被審人には、参考人の××××に立ち寄る時間はなく、同日、××××に立ち寄ったというKの供述も伝聞であるから、客観的事実と整合するとの評価はできない旨主張する。

しかしながら、平成30年10月10日、××××に立ち寄る時間が

なかったという被審人の供述こそ、被審人がその記憶のみと供述するとおり客観的な裏付けは何もないのであり、被審人が××××に来たという客観的事実は、その前後に××××に寄って話をする機会があったという限度ではあれ、参考人の供述と整合する。

- (イ) また、被審人は、上記(ア)のとおり、平成30年10月10日に、被審人が、「C社」との××××等に関する話を聞いていたのであれば、オンコリス株式を買う動機にはなれ、売る動機にはならないはずであるから、参考人の供述は、被審人が、平成31年1月15日から同年3月11日までオンコリス株を売却していた客観的な取引状況と整合しない旨主張する。

しかしながら、参考人が、平成30年10月10日時点で被審人に告げたと供述する事実は、中外製薬がGに関心をもっており、××××に向けて話が進み出したという程度の内容であって、株価上昇に直ちにつながることを予期させる情報ではないから、その情報を得ていたとしても、被審人が一貫して供述するように、マンションの購入資金を令和元年秋までに準備する必要がある、終活を兼ねてオンコリス株式を処分したお金をその購入資金に充てようと考えていたのであれば、その考えどおり株式を売ることも容易に考えられるのであって、被審人の取引状況と整合しないとはいえない。

- (ウ) 次に、被審人は、平成31年3月20日の本件壮行会で本件重要事実を聞いていたのであれば、被審人は、同月22日にありったけの原資をつぎ込んでオンコリス株式を買い付けるはずであるが、それをしていないから、この点でも客観的な取引状況と整合しない旨主張する。

しかしながら、同月22日の株価の買値は1株当たり2700円と安いものではなく（前記第2の11）、被審人が、これに先立つ同月11日に、Hから、今後一、二週間は株価の乱高下があり得ると聞いていた

こと（前記第2の8）も考慮すれば、同月22日以降の株価も見ながら買い付けるのがむしろ自然であって、被審人の主張は、同日に原資をつぎ込んで買い付けるはずであるとの前提において採用できない。

(エ) さらに、被審人は、平成31年3月11日時点で、Hに対し、株価が下がったら買い戻したい意向を既に口にしていたところ、同月22日に株価が実際に下がったことから買い戻し、その日も更に株価が下がれば買い戻したいと述べ、その後もそのとおりに買い戻したにすぎないから、本件重要事実の伝達を受けたから買い戻したものとはいえず、その旨の参考人の供述内容は、客観的な取引状況と整合しない旨主張する。

しかしながら、被審人が、Hに対して、平成31年3月11日時点で、株価が下がったら買い戻したい意向を口にしたのは、Hから、1か月後には1000円台に戻っていると言われたやり取りを受けたものである（前記第2の8）。したがって、同月22日のようにHからまだ株価が下がるリスクがあると言われたり（前記第2の11）、同月28日のように株価が3200円近くまで高騰したり（前記第2の12）しているにもかかわらず株式を買い戻す際の心境の根拠に直接なるとは考え難い。また、同月11日の買い戻したい旨の被審人の発言が、サンバイオが株価1万2000円をたたき出した旨のHの話の影響を受ける（前記第2の8）などして、株価が少額でも下がれば買い戻す趣旨の真意に基づくものであったとしても、参考人の話を聞いて更に買い戻す意欲を強めることはあり得るから、参考人の供述内容は、被審人の買い戻したい旨の発言と両立し得るものともいえる。したがって、被審人が、Hに対し、同月11日の時点で、買い戻したい旨の発言をしていたからといって、その後の取引状況が、被審人の供述する取引状況と整合することになるわけではないことはもちろん、参考人の供述と整合しないことになるわけではない。

イ 供述内容が大きく変遷し、その理由も不合理であること

被審人は、参考人の供述には不合理な理由に基づく大きな変遷がある旨指摘し、次のとおり主張する。

(ア) まず、被審人は、参考人の当審判廷における供述内容が、⑦質問調査における供述と比較して、本件重要事実を伝達したとする時間、場所、立ち居及び会話時間において大きく変遷していること、①「お釈迦様(さん)の誕生日」という特徴的なキーワードに関して、そのキーワードのみを伝えたか、それが4月8日であることまで伝えたかという点で大きく変遷していることを指摘し、これらの変遷は、参考人が、質問調査の時点で、具体的な記憶がなかったにもかかわらず供述したためであって、調査官の誘導があったことや、参考人がその誘導に乗って供述したことを表している旨主張する。

しかしながら、参考人が本件重要事実を伝達した際の状況等の詳細は、その記憶が曖昧だったり混同したりしていても不自然ではないことは、前記4(1)エ(ア)のとおりであり、その点の供述を後に変遷させたからといって、調査官の誘導があったことや、参考人がその誘導に乗って供述したことを表すものとはいえない。

(イ) 次に、被審人は、上記(ア)⑦について、参考人がこれらの変遷の理由をLから話を聞いて思い出したためだと供述する点につき、質問調査の後になって確認したという点でも、2か月間にわたる質問調査で一切思い出さなかったにもかかわらずLに聞いたら思い出したという点でも極めて不自然である旨主張する。

しかしながら、質問調査に関して、第三者に確認をするか否か、するとしていつするかは、その者の質問調査及びその対象行為に対する認識等や繁忙状況等にもよるから、質問調査の後になって確認した点を一概に不自然とはいえないし、もともと、十分でなかった詳細な記憶が、そ

の後何らかのきっかけにより変わっても不自然とまではいい切れないところ、前記4(1)エ(ア)のとおり、参考人は、そのきっかけを合理的に説明しているところである。

(ウ) また、被審人は、前記(ア)㉔について、その記憶違いに気付いた時点で調査官に申し出なかった理由について、参考人が、今後手続きが続いていく認識がなかったからなどと供述する点につき、質問調査の時点で、審判や訴訟での証言の可否について問われていることなどからすると、その後の流れも認識しており、調査官に申し出なかった理由も信用し難いなどと主張する。

しかしながら、参考人が、令和2年12月21日の質問調査において、審判や訴訟になった場合に、調査官に話した内容を証言したい旨供述したのも、「審判や訴訟になった場合」という仮定の話であり、参考人が、自己の供述が真実であると思い、被審人を信頼していれば、なおのこと、被審人が今後真実を話すと思うであろうから、実際に審判や訴訟に実際になるとは思いもよらなかったことも容易に想像できるし、初めての質問調査のために手続を良く理解しておらず、調査官に伝えることまで思いを至らせなかったことも容易に想像できるのであって、不自然ではない。

(エ) さらに、被審人は、参考人の質問調書中の平成31年4月8日に本件重要事実を伝達したとするやり取りについて、先立って作成された調書において、記憶が曖昧で「具体的にどのように話したのかははっきり覚えていませんが」と前置きして供述している部分が、後日作成された調書において、鮮明になっていく変遷が認められるなどと指摘し、これは、調査官の誘導により、参考人の記憶が書き換えられて、参考人がその認識なく虚偽の供述をしたものである旨主張する。

しかしながら、両者の供述の骨子は、参考人が、平成31年4月8日

に、被審人に対し、「今日はお釈迦さんの誕生日なんで、今日、C社との××××がオープンになります。そのお祝いで飲みましょう。」などと伝えたという同一のものである上、もし、後の調書において、調査官の誘導により記憶が書き換えられたのであれば、その誘導どおりに断定的な供述として記載されるのが自然であるのに、後の調書も「具体的にどのように被審人に話したのかは今となってははっきり覚えていませんが」と前置きした上で、上記の「ようなことを言ったと思う」などと依然曖昧な供述として記載されているのであるから、参考人が調査官の誘導のままに、その認識なく虚偽の供述をしたものであるとはいえない。

ウ 供述内容が不自然であること

(7) 被審人は、参考人は、Gの××××は被審人にとっても悲願だったとまで供述しているにもかかわらず、Gの進捗状況を聞いた被審人が「よかったなという感じ」だった旨供述しており、参考人の供述は、その程度の反応しか示さなかったという点でも、被審人の具体的な反応を覚えていないという点でも不自然である旨主張する。

しかしながら、参考人は、言葉どおりよかったなという感じだった、「ああ、それはよかったな。」と言ってもらったなどと供述しているから、被審人の具体的な反応を覚えていないわけではない。もともと物事に対する反応の程度は人それぞれである上、伝達を受けた被審人の頭の中に、参考人から得た情報を基にして、参考人には秘密裏にオンコリス株式の売り買いをしようという思いがあれば、大きな反応をあえてとらないことや、その情報の詳細等をあえて聞き返さないことも大いに考えられるところであるから、それも踏まえれば、被審人の反応に関する参考人の供述が不自然とはいいい切れない。

(4) 次に、被審人は、参考人が、本件重要事実を伝達した理由につき、被審人が××××の立場にあって共にGの開発を進めているものと認識し

ていたからである旨供述している点について、被審人は平成××年××月にE大学を××××し、中外製薬の実施するデューデリジェンスにも参考人が対応していたのであるから、被審人もGの開発をしていると勘違いすることなどあり得ず、不自然であると主張する。

しかしながら、参考人は、被審人がGの開発と一緒に「関わってきていた」と供述しているもので、現在関わっていると思っていた旨供述しているものではないから、この点において、被審人の主張は前提を欠いている。そして、参考人が、被審人に対し、本件重要事実を伝えようと思ったことは、いくら被審人がE大学を××××していたとしても、それが朗報であることも考慮すれば、むしろ自然な感情ともいえるべきであって、何ら不自然ではない。

エ 参考人には調査官の誘導に乗る動機があること

被審人は、参考人は、E大学を始めとする世間に自らが情報伝達者であることを知られることなく、一刻も早く調査を終えるべく、調査官の誘導に乗って供述して今に至ったものであり、質問調査終了後に真実に気付いたけれどもそれを調査官に申告しなかったことからしても、真実発見に協力するよりも本件にできるだけ関わらないようにしようという意図があったことは明らかであって、調査官の誘導に乗る動機があるから、その供述は信用できるものではない旨主張する。

しかし、一刻も早く調査を終えるべく調査官の誘導に乗って虚偽の事実を供述するのであれば、調査官の誘導に乗って断定的な供述をされると思われるところ、参考人が、いずれの質問調書においても「具体的にどのように被審人に話したのかは今となってははっきり覚えていませんが」などと覚えてないことはその旨を明確に述べるなど曖昧な部分を残しながら供述していることは前記イ(エ)のとおりである。

また、質問調査において、調査官の誘導に乗って虚偽の伝達行為を供述

し、質問調査終了後に気付いた真実を調査官に申告しなかったことも真実発見に協力するつもりがないことの表れであって、本件にできるだけ関わらないようにしようとの意図があったのであれば、当審判廷においても、質問調査で話したとおりの内容を供述してやり過ごすと思われるところ、参考人は、Kに事実関係を確認するなどした上で、当審判廷での審問に臨み、調査段階とは異なる内容の供述をしている。

このように、参考人が、覚えていることと覚えていないこととを区別して供述したり、事実関係を確認して審問に臨んだりしたことに照らせば、参考人には、むしろ真実発見に協力する意図があったと考えるのが自然であって、調査官の誘導に乗る動機があるとはいえない。

オ 記憶にないことを断言する傾向にあること

被審人は、参考人が、質問調査の段階で、記憶に従って話した旨主張しながら、円卓のそばの立ち話の際に本件重要事実を伝達したなどと供述しているのであるから、記憶にないことを断言する傾向があると主張する。

しかし、前記4(1)エ(ア)で述べたその供述の変遷の経緯をみれば、調査段階においては、その時に記憶にあることを、記憶の限りで供述したものと考えるのが素直であって、被審人の主張は当たらない。

カ L、K及びFの供述を検証する必要があること

被審人は、参考人の当審判廷における供述の信用性を吟味するに当たっては、Lの供述内容等の検証が不可欠である、KやFへの確認が必要であるなどと主張するが、参考人が、L、K及びFを巻き込んで虚偽の事実を述べる利益はなく、L、K及びFにも被審人に不利益な虚偽の事実をあえて告げたり供述したりする必要があることをうかがわせる事情もないのであって、その検証等がなくとも、参考人の信用性判断は可能である。

キ 以上のとおりであって、参考人の供述の信用性に関する被審人の主張は、その余も含め、その供述の核心部分の信用性に影響を与えるものではなく、

いずれも採用できない。

(3) 被審人の供述の信用性について

ア 被審人の当審判廷における供述内容について

これに対し、被審人は、本件壮行会があった平成31年3月20日に参考人から本件重要事実の伝達を受けてはいないと主張し、本件壮行会での状況等やオンコリス株式の取引状況等について、当審判廷において、大要、以下のとおり供述する。

(ア) 本件壮行会での状況等

平成31年3月20日の本件壮行会において、余りはっきりしないが、参考人がトイレに行こうとして席を立ち、そばを通った際に、参考人と立ち話をしたような記憶がある。どちらが先に声を掛けたのかは覚えておらず、どのような話をしたかは覚えていない。

参考人に対して、「G、どうなっている。」などと声を掛けるのは、××××の研究の××××だった参考人に対する自然な声掛けである。したがって、この日、参考人に対して、そのような声掛けをしていたとしても、おかしくはない。Gのことを聞かないように意識まではしておらず、したがって「G、どうなっている。」などと声掛けはするが、深入りはしないよう心掛けていた。それに対する具体的な回答を聞いた記憶はなく、期待感はあるというような雰囲気の話をしたのではないかと思うが、記憶に残っているやり取りはない。

この日、参考人から、「お釈迦様（さん）の誕生日」という言葉を聞いたことはないし、参考人との会話の中で、製薬会社をイニシャルで表現することはまずない。また、この当時、「お釈迦様（さん）の誕生日」が4月8日で、「C社」が中外製薬を指すことも分かっていなかった。参考人から、具体的な時期や相手は分からないとしても、Gの××××がうまくいく予定だと仮に聞いていたら、記憶に残っているはずで

ある。

さらに、本件壮行会が終わった後にエスカレーター付近で参考人と話をした覚えはない。

平成30年10月10日は、午後2時から3時の××××のために大学へ行ったが、夕方、県外の町で行われる××××の練習へ向けて、××××終了後にすぐ動いており、参考人の××××を訪問したとは考えにくい。また、大学を××××し、××××に私物が未だ残っていたということ自体理解できない。無論、××××の後に参考人のところへ寄って話をした記憶はあるが、それは別の機会であり、その際に、オンコリスと中外製薬との間で××××の話がうまく進んでいるなどと聞いた記憶はない。

私の認識では、参考人は、Gの臨床研究や臨床試験に関する情報を非常に厳重に管理していた。現場の担当者に臨床試験の進捗状況を確認した際には、部外者にはそういう話はできないなどと扱われ、ちょっとショックを受けたこともある。参考人が、被審人に対して、Gの臨床研究や臨床試験の近況に関して詳細を話すことはなく、残念だったが、仕方のないことだと思い、余り立ち入らないよう心掛けていた。

(イ) オンコリス株式の取引状況等

子への遺産としてマンションを購入することにしたが、××××から終活の一環としてオンコリス株式を売却してはどうかという話があり、そのマンションの購入代金××××万円を用意するために、平成30年12月にオンコリス株式を売却することとした。その当時、××××万円程度の預金を持っていることは概ね把握していたが、××××との間で、年をとって適切な処置ができなくなる前に、オンコリス株式を処分しておこうという話になったのである。

××××万円を用意するという目標で、1株1000円という目処で

3万株を売却することにした。残り1万株については、記念にとっておきたいという気持ちが強くあったため、4万株全てを売却しようとは考えていなかった。Hの勧めにしたがって、平成31年1月15日の午前中に1万株、午後に1万株を、VWAP取引で売却した。この取引の前頃から、インターネットでオンコリスの情報を仕入れるようになったところ、インターネット上では情報が豊かだったのでびっくりした。

同年2月には更に5000株を売却した。その際、株価がえらい上がっているなと思ったので、その頃からまたインターネットの情報を見るようになった。

同年3月11日、Hから、オンコリスの株価が3000円以上にまで上がっているから追加で売らないかと電話があったので、5000株を売却した。その売却後、Hに対して、「そうですね、私はもうたくさん株をリリースしましたが、これはある程度買える値段になったら買い戻したいと思っています。」と話したのは、同年2月から、インターネットでいろいろな情報を得ており、株価が上がるということは一般の人の期待が高まっていることであるにもかかわらず、3万株を売ったことを寂しいと思い出したからである。なお、株価が上がれば残り1万株を売却するなどという気持ちはなかった。

同年2月になってからインターネットで見たものは、まず、平成××年××月××日付けのフィスコのアナリストレポートである。平成31年春頃にGの××××をする予定であると記載されていたことが印象に残った。

また、平成××年××月××日付けのアナリストネットのレポートも、同月11日までの間に見た。これは大変詳しいレポートで、同年2月の決算説明会において、Fが、××××とGの併用が可能になるよう、それが可能な会社を選んでGの××××をしたい旨説明したことが記載さ

れていた。これを見て、いよいよ××××が本格的になっているとの印象を持った。

さらに、同年3月20日付けのオンコリスのホームページのFのコラムも見たが、見た時期は定かでない。これには、同月末からアメリカ××××学会において、Gの研究発表を行う旨記載されていたので、随分活発に研究発表を行うんだな、との印象を持った。

こうしたインターネットの資料を見て、みんなが活発に研究し発表していること、オンコリスも方針を強化していること、そうした行為により、株価は上がってきているのに、自分は株をどんどん売ってきており、ちょっと寂しい気持ちに襲われた。

また、××××医療の現場で、××××について調査・考察をしたり、××××に関する研究をしている後輩が教授に就任する際のお祝いとしての説明の準備で複数の文献に当たる中、雑誌「××××」の中に、オンコリスのパイプラインの一つであるMという薬が、××××に非常に有望であることが分かる内容の論文が2本あった。××××に関する研究のまとめをしていたのが平成31年1月と同年2月頃だったので、雑誌「××××」のこれらの論文を読んだのもその頃だと思っていたが、今回確認したところ、これらの論文の情報を仕入れたのは、平成31年3月21日と同年4月1日である。

オンコリスが上場できたのは、Mについて、アメリカの製薬会社とライセンス契約を締結できたためであり、Gと同じように、Mも、オンコリスのパイプラインの一つであった。そのライセンス契約は4か月で破棄され、それ以来、Mはお蔵入りしていたが、今回の論文を発見し、オンコリスに対する期待が膨らんだ。

そこで、マンションの購入資金には預金を崩して充てることとし、売った3万株の半分くらいを買い戻そうと思った。株価は変動していたの

で、株価が下がった頃を見計らって、1週間か2週間間隔で買い戻す気持ちであり、株価の動向をずっと見ていた。

同年3月22日、3100円ちょっとだった直近の売値が、この日は2700円ぐらいに下がっていたので、いいのかなと思い、5000株を買い戻した。同月28日は、株価はむしろ上がっていたが、Mに対する期待が膨らんでいたことや、同年2月のFの方針によればGの×××××がかなり具体化しているように思ったことから、高いけど、この際買っておこうと思い、買い戻した。

その後は株価はどんどん下がっていったので、もっと下がればもっと買えるのではないかという気持ちも生まれ、残り5000株の買戻しについては様子を見ていた。そのような中で、同年4月1日に、Mの×××××に関する雑誌「××××」の前記論文を発見し、買戻し株数を増やそうと考えた。

同月3日から同月5日は××に行き、週明けの月曜日である同月8日の午前中は×××××に行った。×××××の後、参考人から電話があった。その内容はよく覚えており、「Fが××に来る。ついては一席持つから、出てこんか。」という連絡であって、久々にFに会うので嬉しいなと思うとともに、会えるならMの話をぜひしておきたいなと思った。その電話を切った後で、「はて、Fは何で××へ来るの。」と、Fが××にくる理由を思い出そうとして、何度も考えていたが、そうこうしているうちに「記者会見」という言葉も言っていたかなと思ひだし、記者会見をなぜ××でするのかなと繰り返し思っていた。また、Fが来ると聞いて、いくら終活とはいえ、Fが苦勞しているのに3万株もリリースしては合わせる顔がないと思い、急いで株を買い戻した。Fに合わせる顔がなく、焦って株を買い戻したことは、思い出す必要もないくらい、頭にこびりついている事柄である。

この日、参考人からの電話は、その朝の電話と夕方近くの2度あった。手帳の平成31年4月8日から同月14日の欄外に「C社 2:00」との記載があるが、これは、記者会見の内容が分からない分らないと繰り返し思っていて、そういえば「C社 2:00」と言っていたなと思い出したので、会った際に聞いてみようと思い、鉛筆で走り書きしたものである。「C社 2:00」という言葉を参考人から聞いたのが、午前中の××××の電話だったのか夕方の電話だったのかは分からない。

手帳の平成31年4月9日の欄に「18:30 オンコリスF」、「20:00 I」と記載したのは、夕方である。

平成31年4月9日の本件打ち上げで記憶に残っていることは、会の終わり頃に近かったと思うが、Fから「ところで、株を売られましたか。」と質問されたことである。何で知っていたのかなと不思議に思いながらも、一生懸命買い戻してよかったなと思った。そのこともあって、Mの話をなかなか切り出せなかったが、会のおしまいの頃に、「Gの××××で喜んでいるけれども、Mも××××で喜んでいたら4か月後に契約を破棄されたから、今回のGの契約もそんなに喜んでいてはいけないんじゃないの。」などと言いかけたところ、Fがちょっと不機嫌になったため、いくら何でもこれ以上は話できないと思い、話を切り上げた。そして、同年5月に2回ほどFに電話をし、改めてMのことを伝えた。

Fに会わせる顔がなく、Fが来るからと舞い上がって株を買ったが、Fから、株のことをいきなり聞かれたり、とっておきの情報と思って伝えようとしたMに対してのFの反応が余りよくなかったことから、正直言って本件打ち上げは自分にとってはちょっと気分が悪いものであって、ちょっと怒りの気持ちがあった。また、舞い上がって株を買った結果、

かなりの金を使い果たしたため、マンションの購入資金を補う必要があった。マンションの購入資金として充てようとした預金は××××万円のつもりだったのである。そこで、子のことをまた考えて、株を売ることとし、同年4月18日に5000株を売った。令和2年6月22日には、Jから株価が上がっていると連絡があり、さんざん株の売買を繰り返して、ある意味で損をしたような気がしていたので、この際売って、その金で、またどうせ株価は下がるだろうから買い戻そうと思い、売った。

イ 被審人の調査段階の供述内容

被審人は、本件壮行会での状況等やオンコリス株式の取引状況等について、調査段階においては、概ね次のとおり供述していた。

(ア) 本件壮行会での状況等

私と参考人との関係からすれば、本件壮行会において、同じ円卓に座って会食したのであれば、当然、挨拶をしたり、お互いの近況についての話ぐらいはしたはずである。記憶は曖昧だが、二人の最大の関心事である、E大学の××××に関する話などをした可能性がある。ここで、Gの近況について質問をしたり、オンコリスと中外製薬の××××に関する話を聞いたことはない。どのような会話をしたかは覚えていないのに、このように断言できるのは、私と参考人との会話では、オンコリスやGの進捗状況について立ち入った話になることは絶対になくからである。

(イ) オンコリス株式の取引状況等

平成30年12月、子のためにマンションを購入することになり、その年末頃に、××××から、来年の秋までに××××万円を用立てておくよう言われた。そこで、オンコリス株式を売却して工面しようと考え、平成31年1月15日から同年3月11日までオンコリス株式を売り付

けた。

マンションの購入資金××××万円を工面する目的でオンコリス株式を売り付けたものの、その目標を超えて大きく売り付けてしまったことで、オンコリス株式が1万株となり、オンコリスとのつながりが薄れて寂しい気持ちとなった。

また、私は、平成××年××月にオンコリスを退社した後も、オンコリスやGの近況などを気にしていた。Gの臨床試験に関わってきたので、オンコリスの会社としての評価やGの実用化に向けた進捗状況については、大きな関心があった。そこで、インターネットでFのコラムやGに関する記事を見たりしていた。そして、インターネットを通じて、Gについて、近々、××××と噂されているという過去の情報を確認し、オンコリスが会社として評価されていると感じ、保有株が1万株となってオンコリスとのつながりが薄くなったことを寂しく思い、やはりオンコリス株式を保有したいという気持ちが強くなった。そこで、平成31年3月22日以降、買い付けた。

同月22日、同月28日と1週間ぐらいの間隔でオンコリス株式を買い付けており、特に理由はないが、その後も1週間ぐらいの間隔でオンコリス株式を買い付けようとしたところ、株価が下がり続けていたため、様子をみようと考えて、結局、同年4月8日に買い付けることになった。この日のHへの電話において、時間を気にしているのは、何か予定があったのかもしれない。また、証券口座に保有していた資金を目一杯使ったのは、この日の株価が安かったからである。

同日、参考人からの電話で、「Fが××にくる、Fが私に会いたいと言っている、会食をしませんか。」などと言われ、会食に参加することとした。その電話が、いつあったかは覚えておらず、オンコリス株式を買い注文をする前であった可能性もある。また、手帳の平成31年4月

8日の週の欄外の記載は、「C社」か「O社」と書いてあるのではないか。その記載は、自分で書いたものであるが、その意味は分からない。

本件打ち上げでは、私は、まず、Fに対し、Gの××××を祝う言葉をかけた。Fからは、××××に至るまでの苦労話や、オンコリスの上場後、その業績が悪化した際に、会社へ励ましに行ったことへの感謝などがあった。Fに対し、Mについても開発を進めて、Gだけでなく、複数のパイプラインを会社として持っていないといけないという話をしたことをはっきりと覚えている。久しぶりに三人で会い、Gの××××を祝うことができたので、とても楽しい時間を過ごせた。

そして、オンコリス株式の買付けにより、証券口座のお金が減り、マンションの購入資金が不足してしまったため、同年4月18日にオンコリス株式を売り付けた。

ウ 令和3年9月30日付けの被審人の陳述書における供述内容

被審人は、本件壮行会での状況等やオンコリス株式の取引状況等について、審判開始決定後の陳述書においては、次のとおり供述していた。

(ア) 本件壮行会での状況等

開示を受けた参考人の質問調書を何度も読む中で、本件壮行会において、円卓のそばで参考人と立ち話をしたような漠然とした記憶はよみがえってきた。参考人は、Gの臨床研究の××××であるため、同人に会った際には挨拶代わりに、「G、どうなっている」などと声掛けをしているため、はっきりとした記憶はないものの、いつもどおり、円卓のそばで立ち話をした際に、そのような声掛けをした記憶もある。しかし、これに対する参考人の回答は覚えておらず、「お釈迦さんの誕生日」や「C社」といった特殊な言葉、更には「××××の進捗」といった詳しい内容でもなかったことは、そのような内容であれば当然覚えていることに照らしても確実である。

(イ) オンコリス株式の取引状況等

平成××年××月にオンコリスの××××を退任し、その後、平成××年××月までオンコリスの××××を務めたが、その肩書きと報酬ももらっていただけだった。××××医療のために日々尽くす中で、関心事はすっかり××××医療に移り、オンコリスやGに関わらなくなって久しく、学会発表などを通じて情報を得るほかは、参考人を通じて、年に1、2回うまくいっているなどと情報を耳にする程度であった。

オンコリス株式を処分してほしいという××××からの依頼もあったので、終活の一環として保有していたオンコリス株式を処分して、マンションの購入資金に充てることとし、平成31年1月15日から同年3月11日までオンコリス株式を売り付けた。オンコリスの近況の詳細については知らず、初めての株式売買だったので、インターネットで、オンコリス株式の情報を見るなどしながら売り付けた。

このように、オンコリスについてインターネットで調べるなどして、その株式を売却していく過程で、オンコリスやGに対する以前の関心が呼び起こされ、オンコリス株式を1万株しか保有していないことを寂しく思う気持ちが強くなった。平成31年3月11日以降も、インターネット検索をし、Gが、××××治療に大きな役割を果たすという夢の実現を、相応の株式をもつ株主として応援したい、夢が実現する日の喜びを共に分かち合いたいという気持ちが強くなった。そこで、1万5000株を、株価も見つつ、概ね1週間間隔で買い戻すこととし、同月22日と28日に買い戻した。その後、株価がどんどん下がり続けていったことから、残りの買い戻しはもう少し様子を見ることとした。

平成31年4月8日午前中の××××が終わった後、参考人から「Fが久しぶりに××に来るので、9日に一緒に夕ご飯をどうか。」という趣旨の連絡を受けた。喜んで出席すると答えたものの、持ち株数が約半

分に大きく減っていることから、Fに会わせる顔がないと考えて非常に焦り、Hに連絡をして、目一杯購入できる範囲で、急ぎオンコリス株式を買い戻した。

また、同日の電話で、参考人から「記者会見」という言葉を聞いたような記憶もよみがえってきた。意味が分からず、参考人がその他に電話で言っていたこととして、「C社 2：00」という言葉も浮かんだため、これも意味は分からなかったが、手帳に書き留めた。

エ 被審人の供述の信用性について

(ア) 被審人の供述の信用性について、検討する。

⑦ 被審人の取引状況という客観的事実と整合しないこと

i 被審人の当審判廷における取引状況に関する供述について

被審人は、当審判廷において、オンコリス株式の取引状況につき、Gの××××等の情報をインターネットで知り、平成31年3月22日からオンコリス株式を買い戻すこととした、同月28日の株価は高かったが、Mに対する有益な情報も得ていたことから、オンコリス株式を買い戻すこととした、Fと本件打ち上げで会わず顔がないと考えて、同年4月8日に急いで更に買い戻したものの、同月9日の打ち上げは楽しいものではなく、Mの有益性について説明することもできず、Fの態度に怒りも覚えたことや子のことをまた考えて、オンコリス株式を売ることにしたなどと供述する。しかし、同月8日にオンコリス株式を買い戻したきっかけとして、Fに会わず顔がないと考えた旨は、質問調書においては供述していない。また、株式を買い戻したきっかけとしてMがあることや、同月18日に株を売ったきっかけとして本件打ち上げが楽しいものではなく、Fの態度に腹を立てたことについては質問調書においても陳述書においても供述しておらず、質問調書においては、むしろ、Mもオンコリ

スのパイプラインにするようFに対して説明したことははっきり覚えており、本件打ち上げは楽しかったなどと供述している。

インサイダー取引を疑われている者にとって、インサイダー情報の取得とは無関係に株を買い、インサイダー情報の公表とは無関係に株を売った事実は、自己に対する疑いを晴らすために、非常に重要な事実であるから、その取引のきっかけなどについて、慎重に記憶を喚起し、調査官に説明を尽くすのが通常であると思われる。被審人が、質問調査に際して、自宅からアナリストレポートなどを持参した（前記第2の19）のも、そのためであるといえる。したがって、上記各きっかけは、調査官や代理人に対して被審人自ら当然に説明し、質問調書や陳述書にも供述として当然残っているはずの非常に重要な事実である。ところが、被審人は、このような被審人にとって非常に重要な事実につき、被審人自ら作成した陳述書にさえ記載されていない新たなきっかけを当審判廷において供述し、特段の説明もなくその供述を変遷させた。

このような被審人の当審判廷における取引状況に関する供述は、到底信用に値せず、客観的な取引状況との整合性を検討する前提を欠く。

ii 被審人の質問調書及び陳述書における取引状況に関する供述について

次に、被審人は、調査段階や陳述書においては、Gの××××の情報などを知り、オンコリスが評価されていると感じて、オンコリス株式を手放したことを寂しく感じ、同株式を買い戻した、Gが××××治療に大きな役割を果たすという夢の実現を、相応の株式をもつ株主として応援したいと思い、買い戻した、平成31年4月8日の買戻しについては、Fに会わせる顔がないと思い、急いで買い

戻したなどと供述する。

この被審人の供述は、被審人が、同年3月22日には、Hから、株価がまだ下がるリスクがあると告げられても買い（前記第2の11）、同月28日には、1株当たり3200円を出してでも買おうとし（前記第2の12）、平成31年4月8日には、証券口座の残高をほぼ全てを使ってまで買った（前記第2の14(2)）という、強い買い意欲の表れた買戻しの態様と整合するものではある。しかしながら、それほどの強い買い意欲を有するほどにオンコリスやGに対する関心やFに対する気遣いがあったのであれば、Gの××××されただけの同月18日にオンコリス株式を売り付けるはずがない。

したがって、被審人の調査段階及び陳述書における取引状況に関する供述は、平成31年4月18日にオンコリス株式を売り付けたという客観的な取引状況に少なくとも整合しない。

また、被審人は、平成31年4月8日の3万株を買い戻した後に、Hに対して、「この間、株主総会するちゅう言うんで、何株持ってますかで、あなたの株はこれだけですよって、こうやるんでしょ株主総会ってね。」などと発言し（前記第2の14(2)）、まるで株主総会があると言われたから買い戻したような発言をしているけれども、被審人が、オンコリスやGに対する関心やFに対する気遣いから、やましいところもなく3万株のオンコリス株式を買い戻したのであれば、株主総会などともっともらしい理由を作出しなくとも、Hに対してもその旨正直に話せばいいはずである（なお、被審人自身が株主総会のためなどに買い戻したなどとは一切供述しておらず、実際、株主総会を待たずして同月18日にオンコリス株式を売り付けていることからすると、Hに対するこの発言が真意に基づくものではないことは明らかである。）。また、その後、Jから「Hのと

きは、オンコリスをこう下がったときに買って、上がったときに売って、また下がったら買い戻してみたいないことをされていたと思いますけど、今、今後ってどうお考えですか。」などと言われ（前記第2の17）、投機的な視点で取引をしていたことを前提に尋ねられた際に、それを否定することなく、「そうだよ、一晩考えます。」などと答えて、その後、3度にもわたって売り注文を委託しているけれども（前記第2の17、18）、被審人が、オンコリスやGに対する関心やFに対する気遣いからオンコリス株式を買い戻していたのであれば、Jの問いかけに対し、まずは、「そんなつもりはなかった。」などと言って、否定をするはずである。

したがって、被審人の調査段階及び陳述書における取引状況に関する供述は、証券会社の担当者に対する被審人の発言内容とも整合しない。

① 被審人の手帳という客観的証拠と整合しないこと

前記4(1)イのとおり、被審人が、自らの手帳に「C社 2:00」と記載をしたのは、「C社」の意味を理解していたことに他ならないから、被審人が、「C社」と聞いたことはなく、それが中外製薬の隠語であることも知らなかったなどの供述内容は、客観的証拠である手帳の内容と整合しない。

② 供述内容が不自然かつ不合理であること

被審人は、調査段階から、一貫して、参考人から本件重要事実の伝達を受けていないことだけは明確に供述しているところ、本件壮行会の際の参考人との会話の有無・内容については、記憶が曖昧との供述に終始しているのであるから、本件重要事実の伝達についてのみ聞いていないなどと断言できるはずはなく、不自然である。

被審人は、それを聞いていないと供述する理由として、Gについて、

立ち入った話はしないからであるなどともっともらしく供述するが、そうであれば、Gについては口にしないのが自然で合理的であるのに、挨拶代わりに「G、どうなった」などと声を掛けることはあって、本件壮行会の際もそのような声掛けをしていてもおかしくないというのであるから、不自然かつ不合理である。

㊦ 以上からすると、被審人の供述の信用性は高いとはいえない。

(イ) これに対し、被審人は、その供述が信用できるとして、次のとおり主張する。

㊧ まず、被審人は、「C社」、「お釈迦様(さん)の誕生日」という特殊な言葉を聞けば、当然に記憶に残っているはずであるから、記憶に残っていないということは聞いていないはずであると供述しているものであって、その供述内容は極めて自然であると主張する。

しかしながら、被審人は、その際の具体的なやり取りについては一切供述せずに、聞いていないというだけであるから、その供述には説得力がない。そして、本件壮行会の話題に関しては、自身の最大の関心事である××××に関する話をした可能性があるとして供述しながら、最大の関心事という印象的であるはずの事柄さえ、話した内容は覚えていないなどと曖昧な供述をしているのであるから、記憶に残っていないということは聞いていないはずである旨の供述は、被審人独自の考えを述べるものと考えられ、極めて自然などとは評価できない。

㊨ また、被審人は、本件壮行会より前、半年くらいの間に、「C社」と聞く機会はなかったことは、被審人の手帳に裏付けられている旨主張しており、これは、「C社 2:00」との記載が、平成31年4月8日の週の頁以前には記載されていないことに基づく主張であると考えられるが、被審人が、聞いたことを全て手帳に記すわけでもないであろうから、手帳との整合性を論ずる前提を欠き、検討に値しない。

㊦ さらに、被審人は、当審判廷において、「Gどうなっている」などと挨拶代わりに聞くことはあったかもしれないと供述するなど、自らに不利な内容を素直に供述しており、その供述態度も自然である旨主張する。

しかしながら、その供述の趣旨を尋ねられた被審人は、「ご機嫌いかがですか。」と聞いても相手の身体状況を聞こうとしているわけではないように、「G、どうなっている。」という声掛けは、あくまでも挨拶である、Gのことを聞かないようにしようという意識まではしていなかったが、深入りしないよう気をつけていたなどと、容易には理解できない説明をしているのであって、ありのままの自然な考えを述べたものではなく、認めざるを得ない部分につき、やむを得ず認めたとすぎないと考えられる。

㊧ 被審人は、平成31年3月22日以降のオンコリス株式の買戻しは、同月11日に、Hに対して、株価が下がったら買い戻したい旨発言していたことと整合するものである旨も主張するが、そのようにはいえないことは、前記(2)ア(ウ)のとおりである。

その他の被審人の主張も、信用できない被審人の供述を前提にするものなどであり、採用はできない。

5 小括

以上検討したところによれば、他には直接証拠はないにもかかわらず、変遷がみられるなど、その信用性判断に当たっては特に慎重な検討を要する参考人の供述も、被審人の供述の信用性と比較すれば、信用できることは明らかである。

したがって、参考人が供述するとおり、参考人が、被審人に対し、平成31年3月20日に、本件重要事実を伝達したことが認められる。

第4 結論

よって、違反事実のとおり的事実が認められる。

(法令の適用)

法第175条第1項第2号、第176条第2項、第166条第3項前段、第1項第1号、令和元年法律第71号による改正前の金融商品取引法第166条第2項第1号ヨ、令和3年政令第21号による改正前の金融商品取引法施行令第28条第1号

(課徴金の計算の基礎)

課徴金の計算の基礎となる事実については、被審人が積極的に争わず、そのとおり的事実が認められる。

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(3,765円)に自己の計算による当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(3,765円×20,000株)

－ (1,776円×10,000株+2,700円×5,000株+3,150円×200株+3,155円×700株
+3,160円×1,300株+3,165円×200株+3,170円×800株+3,175円×1,800株)
＝ 28,209,500円

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、28,200,000円となる。